

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市の産業構造は、全産業の就業者数について令和2年実施の国勢調査によると、第1次産業が1.2%、第2次産業が26.4%、第3次産業が72.4%となっている。また、事業所数については、平成28年実施の経済センサスー活動調査によると、第1次産業が4事業所、第2次産業が552事業所、第3次産業が2,416事業所となっている。生産・加工を含む第2次産業の割合については、約2割と考えられる。

次に、当市における工業の状況は、令和6年3月に策定した「第2次坂戸市商工業ビジョン」において、工業・建設業等アンケート調査を実施した。その調査結果によると、製造業では「金属製品製造業」、「食料品製造業」が高い割合を占めていた。また、事業者の規模については「5人未満」が58.5%、「5人以上10人未満」が19.2%となるため、中小企業基本法における小規模事業者が77.7%を占める状況にあった。また、経営課題に対する調査結果においても、「人材の確保」、「人材育成、技術の継承」、「営業力の強化、販路の拡大」、「生産性向上」、「新事業・新分野への進出」等が課題として挙げられていた。

(2) 目標

当市の市内事業者が経営課題として挙げている「生産性向上」等に対応するため、中小企業等が作成する労働生産性を年平均3%以上向上させるための先端設備等導入計画を支援し、市内中小企業等の活性化を図ることとし、計画期間における先端設備等導入計画の策定件数を2年間で10件とすることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は市内に広く分布しているため、市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は業種・事業が多岐に渡るため、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国が同意した日から2年間とする。

(令和7年4月1日から令和9年3月31日とする。)

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。